**ＶＲ活用による信濃川体験コンテンツ制作・活用業務委託**

**委託業者選定実施要領**

**１　趣　旨**

この要領は、新潟市土木部土木総務課が実施する「ＶＲ活用による信濃川体験コンテンツ制作・活用業務委託」の委託に際し、公募型プロポーザル方式により、提案者の業務遂行能力及び提案内容を総合的に評価し、最も適格と判断される業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

**２　提案を求める業務の概要**

　（１）　業務名　　　　　　ＶＲ活用による信濃川体験コンテンツ制作・活用業務委託

　（２）　業務概要　　　　　別紙の業務概要を参照

　（３）　履行期限　　　　　令和４年９月３０日

　（４）　業務価格上限額　　￥５,０００,０００円（消費税等含む）

**３　提案を求める内容**

　　別添「ＶＲ活用による信濃川体験コンテンツ制作・活用業務委託提案書作成要領」に規定する書類に従い、 ＶＲ活用による信濃川体験コンテンツ制作・活用業務（以下、本業務）に係る次の内容について提案を求める。なお、各項目について、本業務の目的を果たすために必要な事項がある場合には、業務の概要に記載のない事項であっても業務価格の上限の範囲内で提案してもよい。

**＜本業務に係る基礎的な提案＞**

　（１）　ＶＲコンテンツの作成実績について

　（２）　本業務の遂行体制について

（３）　ＶＲコンテンツの作成工程について

　　　ア　　ＶＲコンテンツの作成に係る、具体的な工程表（関係者との調整など）

　　　イ　　納期に対し、より高い事業効果を発現するＶＲコンテンツを作成するための独自の工夫

（４）　本業務の業務価格

**＜業務の目的に資するＶＲコンテンツ作成に係る提案＞**

（５）　ＶＲを生かしたコンテンツの作成について

ア　　現在やこれからのにいがたの暮らしに関して、提案者が信濃川及びその流域、水辺空間に期待していること

イ　　２つの分水を起点とした、信濃川及び新潟市の歴史を能動的に学ぶための工夫

　　　ウ　　２つの分水を起点とした、信濃川の魅力やにいがたらしい暮らしを再認識するための工夫

　　　エ　　視聴者にＶＲコンテンツを飽きさせないための工夫

　　　オ　　その他ＶＲコンテンツであることを生かしたコンテンツ作成の工夫

**４　提案者の選定**

1. 選定の方法

　　　　　提案書を提出しようとする者は、別添資料「ＶＲ活用による信濃川体験コンテンツ制作・活用業務委託提案書作成要領」に従い提案書を提出する。提案書を提出した者を対象に選定委員会が提案書を審査した上で、ヒアリングを実施し、提案評価項目表の配点基準により総合評価し、最も優れた提案者を選定する。

1. 選定委員会

　　　　　提案者の選定は、「ＶＲ活用による信濃川体験コンテンツ制作・活用業務委託業者選定委員会」（以下「選定委員会」という）が行う。

1. 審査

　　審査は、選定委員会が提案書の審査及びヒアリングを実施し、提案評価項目表の配点基準により総合評価し、最も優れた提案書を選定する。なお、評価結果が同得点であった場合は、委員による多数決により選定する。

　　　＜提案評価項目表＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価の観点 | 配点 |
| ＶＲコンテンツの作成実績について | 提案書に記載された提案者（提案企業体）の有する、ＶＲコンテンツの作成実績について、業務を円滑に遂行しうる実績を有した提案者であるか、評価を行う。 | ５ |
| 本業務の遂行体制について | 提案書に記載された提案者（提案企業体）の業務執行体制について、工程に対して十分な成果を出すことが可能な体制を組んで業務に臨む提案者であるか、評価を行う。 | ５ |
| ＶＲコンテンツの作成工程について | 提案書に記載された工程について、具体性と着実さを備えた提案をし、かつ工程内でより高い事業効果を発現させるコンテンツを作成し得る提案者であるか、評価を行う。 | ２５ |
| 業務の目的に資するＶＲコンテンツ作成に係る提案について | 提案書に記載された内容について、本業務の目的を果たすための事業効果を発現し、かつ視聴者の期待を上回る体験価値となるコンテンツを作成し得る提案者であるか、評価を行う。 | ６０ |
| 本業務の業務価格について | 提案書に記載された業務見積書をもとに評価を行う。ただし金額の多寡を評価するのではなく、業務価格上限額の範囲内でどれだけの成果が得られるか、また、提案にふさわしい業務価格となっているかについて、提案内容と照合して評価をする。 | ５ |
|  | 計　１００ |

**５　提案者に求められる資格要件**

　　提案者は、以下の用件の全てを満たすこととする。

（１）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（一般競争入札の参加者の資格）で規定する参加させることができない者、又は、参加させないことができる者、のいずれにも該当しないこと。

（２）　暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24 年新潟市条例第61 条）第2 条第2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第3 号に規定する暴力団員をいう。）が経営、運営に関与している法人でないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

（３）　以下の①～③のいずれかの条件を満たすこと。

①新潟市の競争入札参加資格者名簿（業務委託・建設コンサルタント）に登録されている法人または団体であること。

②令和４年１月５日～１月１９日までの期間に新潟市財務部契約課で受付を行っている業務委託参加資格審査申請書を提出しており、かつ受領印が押された受付表の控えのコピーを新潟市土木部土木総務課へ提出できる法人または団体であること。

③市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であって、かつ参加申請を行う日において、引き続き１年以上事業を営んでいる者。ただし、事業の承継を受けている場合は、承継前の事業期間を含む。

（４）　本プロポーザルによる手続開始から契約締結までの間に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。新潟市の入札参加資格名簿に登載されていない者にあっては、手続開始から契約締結までの間、新潟市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者。

（５）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。

（５）　選定委員会の委員が自ら主宰し、役員若しくは顧問として関係し、または所属する法人その他の組織でないこと。

**６　参加表明書の提出**

　　本要領による業者選定に参加しようとするものは、次により参加表明書の提出を要する。複数の企業および団体で応募する場合は、グループを構成する全ての企業および団体について参加表明書を提出し、その際は代表者を明らかにする。

　（１）　提出書類　　次のとおり参加表明書を提出すること。

【提出書類】

＜単独企業の場合＞

・別紙２－１2-1「参加表明書（単独応募用）」

＜共同企業体の場合＞

・別紙２－２2-2「参加表明書（共同企業体用）」

・別紙4「共同企業体協定書兼委任状」

＜共通＞

・別紙3「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」

　（２）　提出期限　　令和４年３月１０日　午後５時まで

　（３）　提出場所　　〒９５１－８５５０

新潟市中央区学校町通１番町６０２番地１

新潟市土木部土木総務課

電子メールアドレス：somu.pw@city.niigata.lg.jp

　（４）　提出部数　　１部

　（５）　提出方法　　持参、郵送（書留郵便に限る）または電子メールに限る。

電子メールの場合は、送信後に土木総務課へ入電し、電子メールの到達を提出期限までに土木総務課へ確認すること。

ＦＡＸは受理しない。

持参の場合は市の閉庁日を除く各日午前９時から午後５時までとし、郵送の場合は提出期限必着のこと。

**７　質問及び回答**

　　前記６により参加表明書を提出した者は、本業務に係る質問書を提出できることとする。

　　質問は次により質問書を提出することとし、口頭による質問は受け付けない。

（１）　質問書の提出

　　　①　提出期限　　別紙「質問書」の様式による。

　　　②　提出期限　　令和４年３月１０日　午後５時まで

　　　③　提出場所　　〒９５１－８５５０

新潟市中央区学校町通１番町６０２番地１

新潟市土木部土木総務課

電子メールアドレス：somu.pw@city.niigata.lg.jp

　　　④　提出部数　　１部

　　　⑤　提出方法　　持参、郵送（書留郵便に限る）または電子メールに限る。

電子メールの場合は、送信後に土木総務課へ入電し、電子メールの到達を提出期限までに土木総務課へ確認すること。

ＦＡＸは受理しない。

持参の場合は市の閉庁日を除く各日午前９時から午後５時までとし、郵送の場合は提出期限必着のこと。

（２）　質問書の回答

質問に対する回答は、令和４年３月１４日までに、参加を表明した全員に電子メールで回答する。なお、質問に対する回答は本要領の追加または修正とみなす。

**８　提案書の提出**

　（１）　提出書類　　別添「ＶＲ活用による信濃川体験コンテンツ制作・活用業務委託提案書

作成要領」に規定する書類

 （２）　提出期限　　令和４年３月２４日　午後５時まで

　（３）　提出場所　　〒９５１－８５５０

新潟市中央区学校町通１番町６０２番地１

新潟市土木部土木総務課

電子メールアドレス：somu.pw@city.niigata.lg.jp

　（４）　提出部数　　提案書　１０部（彩色したイラスト等はカラーコピーでもよい。）

　　　　　　　　　　　電子メールによる提出の場合は、原データの送付により提案書の提出を受け付けるが、本市のメールシステムの都合上、メールに添付できるデータ容量に制限があることから、提案書のデータの容量が大きい場合には、その送付方法について予め土木総務課へ確認すること。

（５）　提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る）または電子メールに限る。

電子メールの場合は、送信後に土木総務課へ入電し、電子メールの到達を提出期限までに土木総務課へ確認すること。

ＦＡＸは受理しない。

持参の場合は市の閉庁日を除く各日午前９時から午後５時までとし、郵送の場合は提出期限必着のこと。

1. 追加及び変更　提出後の追加及び変更は受理しない。

**１１　選定委員会における審査結果の通知**

審査結果については、速やかに文書をもって通知する。選定されなかった者は、選定されなかった理由について説明を求めることができる。

説明を求める場合は、通知した日の翌日から起算して７日（土、日、祝日を含まない）以内の午前９時から午後５時までに書面により提出するものとする。なお、その回答は書面により行う。

**１２　提案者の失格事項**

　　次のいずれかに該当した者は失格とする。

（１）　前記５の提案者の資格要件を満たさない者

（２）　提案書提出期限に遅れた者

（３）　審査のヒアリングに際し、欠席または指定されたヒアリング時刻に遅れた者

（４）　本要領の受領以降、選定委員会において審査が終了するまでの間に、本案件に関する内容で選定委員に不当な接触を行なった者

（５）　提出書類に虚偽の記載をした者、または別添「ＶＲ活用による信濃川体験コンテンツ制作・活用業務委託提案書作成要領」に違反する表現をした者

（６）　前記２の業務費上限額を超える見積り金額を提案した者

**１３　業務の委託**

（１）業務の委託

　　　①　選定委員会で選定された最も優れた提案の提出者に対し、本業務委託契約の第１位交渉権が与えられる。

　　　②　市長は、第１位交渉権を与えられた者と委託契約の締結交渉を行う。合意した場合は前記２の業務費上限額の範囲内で令和４年度４月に契約を締結する。

　　　③　第１位交渉権を与えられた者との締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、若しくは、第１位交渉権を与えられた者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議する。

　　　④　契約手続きは、新潟市契約規則の規定に定めるところによる。

　　　⑤　契約書には、提案内容と合意内容に基づいて作成した特記仕様書を添付する。

　　　⑥　新潟市は、契約締結後においても受託者が本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

（２）契約書

　　　　新潟市契約規則の規定に定めるところによる。

**１４　提案書の取扱い**

　（１）　提案書提出後において、提案者の選定までの間は提案書に記載された内容の追加及び変更は認めない。

　（２）　提案書に記載した配置予定者は、本業務に係る全ての契約が終了するまで原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、別途新潟市と協議することとする。

　（３）　提出されたすべての提案書は返却しない。

　（４）　提出された提案書は複製する場合がある。

　（５）　提出された提案書は、企業秘密を含む場合があることから、提案企業（団体）から了解を得ない限り公開しないものとする。

１４　その他

　（１）　本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

　（２）　企画提案書等の作成及び提出に要する一切の費用（旅費及び通信費を含む）は、提案者の負担とする。

　（３）　選定委員会で選定された、最も優れた提案の提出者が複数の企業および団体で構成されている場合は、その代表者を本業務委託契約の相手方とする。

附　則

　　この要領は、令和４年２月２８日から施行し、業者が特定され契約に至った日の翌日にその効力を失う。